



ハトネッツ テナント保険



充実の3つの補償で
テナントの皆様を
しっかりサポート!

借用施設内に
収容されている
**設備・什器等の
補償**

事故に際し負担した
**各種費用の
補償**

第三者や
オーナーに対する
**損害賠償の
補償**






このパンフレットは「ハトネッツ テナント保険 (事業用賃貸総合保険)」の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、「重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報)」を必ずご一読ください。



ハトネッツ テナント保険は、事業用賃貸物件（テナント）を賃借される方の設備・什器等や損害賠償責任を補償します。



1. 設備・什器等の補償

テナント施設内に収容される設備・什器等の①～⑨の事故によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

保険金の名称	事故の内容	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
設備・什器等保険金	①火災 	出火により設備・什器備品が焼失した。失火やもらい火など	再調達価額によって定めた損害額 1事故につき 設備・什器等保険金額を限度	【各保険金共通】 ・保険契約者、被保険者等の故意によって生じた損害 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害（地震火災費用保険金を除く） ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害 【設備・什器等保険金】 ・保険契約者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害 ・保険の対象が屋外にある間に生じた事故 ・保険の対象の欠陥によって生じた損害 ・自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、発酵、発熱、ひび割れ等によって生じた損害 ・加工、修理または調整の作業における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ・すり傷、かき傷等の外観の損傷または保険の対象の汚損で、機能に支障をきたさない損害
	②落雷 	落雷によりパソコンが破損した。		
	③破裂・爆発・ガス爆発など	ガスが爆発して室内のパソコンが破損した。		
	④飛来・落下・衝突・倒壊	外部からの物体の落下、飛来で破損した。		
	⑤騒乱・労働争議など	デモ隊の投石で窓ガラスが割れ、破損した。		
	⑥水濡れ 	上階からの水漏れで設備・什器備品が汚損した。		
	⑦風災・雪災・雹災	竜巻が発生し窓を突き破って飛び込んだ瓦でパソコンが破損した。		
	⑧盗難 	設備什器等	再調達価額によって定め、貴金属と合わせて盗難事故1回につき100万円限度	
		貴金属	貴金属・宝石・美術品等は、1個または1組ごとに30万円限度	
業務用通貨		1事故につき、現金20万円限度		
業務用預貯金		1事故につき、200万円限度		
⑨水災 	集中豪雨で河川が氾濫して床上浸水となり設備・什器備品が水没した。（テナントが床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合）	再調達価格によって定めた損害額 1事故につき、設備・什器等保険金額の5%を限度		

2. 各種費用の補償

前ページ1の保険金に付随して、以下の費用保険金をお支払いします。

保険の名称		保険金をお支払いする 主な場合	お支払いする 保険金の額	保険金をお支払いできない 主な場合
費用 保険金	臨時費用保険金	設備・什器等保険金が支払われる場合で、被保険者が支出した臨時に生じる諸費用	お支払いした設備・什器等保険金の20%に相当する額 1回の事故につき100万円を限度	【費用保険金】 ・保険契約者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害 ・保険の対象が屋外にある間に生じた事故 ・保険の対象の欠陥によって生じた損害 ・加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ・すり傷、かき傷等の外観の損傷または保険の対象の汚損で、機能に支障をきたさない損害
	残存物取片付け費用保険金	設備・什器等保険金が支払われる場合で、被保険者が支出した残存物取片付け費用	実費 1回の事故につき設備・什器等保険金額の10%を限度	
費用 保険金	地震火災費用 保険金 	地震もしくは噴火または津波を直接または間接の原因とする火災により設備什器等が損害を受け、テナントが半焼以上となった場合、または設備什器等が全焼となった場合に、それによって臨時に生じる費用	1回の事故につき、設備什器保険金額の5%に相当する額	【修理費用保険金】 ・保険契約者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害 ・被保険者がテナントを貸主に明け渡す際の原状回復 ・被保険者がテナントを貸主に明け渡した後に発見されたテナントの損壊
修理費用 保険金 	修理費用 保険金	設備・什器等保険金が支払われる場合の①～⑧の事故でテナントに損害が生じ、賃貸借契約に基づき被保険者が自己の費用でテナントを修理した場合	実費 1回の事故につき修理費用保険金額を限度	

3. 損害賠償の補償

万一の事故で負担する建物オーナーや店舗のお客様等への賠償責任に対応します。

保険の名称		保険金をお支払いする 主な場合	お支払いする 保険金の額	保険金をお支払いできない 主な場合
賠償責任 保険金	借家人賠償責任 保険金	火災、破裂または爆発によりテナントに損害を生じさせた場合で、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合	損害賠償金の額 1回の事故につき賠償責任保険金額を限度 ・1回の事故において、借家人賠償責任保険金と施設賠償責任保険金の合計額が賠償責任保険金額を超える場合は、それぞれの保険金額を比例配分した額を賠償責任保険金額とする。	【借家人賠償責任保険金】 ・被保険者の心神喪失または指図によるテナントの損壊に起因する損害賠償責任 ・被保険者とテナントの貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者がテナントを貸主に明け渡した後に発見されたテナントの損壊に起因する損害賠償責任
	施設賠償責任 保険金	日本国内において、テナント施設もしくは設備の使用または管理に起因する偶然な事故またはテナントにおける業務の遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体の傷害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	損害賠償金の額 1回の事故につき賠償責任保険金額を限度 ・1回の事故において、借家人賠償責任保険金と施設賠償責任保険金の合計額が賠償責任保険金額を超える場合は、それぞれの保険金額を比例配分した額を賠償責任保険金額とする。	

ハトネット テナント保険は、事業用賃貸物件（テナント）を賃借される方の設備・什器等や損害賠償責任を補償する専用商品です。

(1) 設備・什器等とは？

テナント内に収容されている賃借人が所有する業務用の設備、装置、機械、工具、什器または備品をいいます。補償対象となる災害や事故により、損害が発生した設備・什器等をテナント保険は補償します。

(2) 設備・什器等には含まれないものとは？

- 家財（賃借人の生活用動産）
- 商品・製品（加工途中の半完成品や受託物、仕掛中の製品や原材料など）
- 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量 125CC 以下の原動機付自転車を除きます。）
- 船舶（ヨット、モーターボート、ボートを含みます。）、航空機
- 通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、乗車券等、商品券、チケット類、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、切手または印紙その他これらに類する物
- 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- 貴金属、腕時計、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品、パソコン、カメラで 1 個または 1 組の価額が 30 万円を超える物
- テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物
- 動物および植物
- 居抜きテナントの造作、設備。ただし被保険者である賃借人が自己の費用で設置した造作、設備で賃借人が所有する物は保険の対象とする設備・什器等に含まれます。
- リース物品（パソコン、複合機などでリース会社所有の物）、レンタル物品

(3) テナント保険でお引受できない物件の業種・用途

区分	お引受できない業種・用途
共通	専有面積が 330㎡ を超えるテナント
店舗	危険物（ガソリン、LP ガス等）販売店、銃砲店、総合スーパー、百貨店、自動車、（二輪、中古車含む）販売店、農機具、建設機械販売店、建設資材販売店、クリーニング店（取次店を除く）、金融機関店舗など
事務所	反社会的勢力 [*] の事務所 <small>※反社会的勢力および反社会的勢力に関係がある者の保険契約申込に対しては全て引受謝絶となります。</small>
サービス	性風俗営業店、旅館、ホテル、ペンション、パチンコ・スロット店、サウナ、銭湯、コインランドリー、貸スタジオ、グループホーム、老人ホーム、託児所、保育園、幼稚園など
その他	工場、作業所、各種製作所、倉庫など

(4) 保険金額と保険料

保険金名称		保険金額		
設備・什器等保険金	設備・什器等保険金	200万円	400万円	600万円
	// 盗難	100万円	100万円	100万円
	// 通貨盗難	20万円	20万円	20万円
	// 預貯金証書盗難	200万円	200万円	200万円
	水災(床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水)	10万円	20万円	30万円
費用保険金	臨時費用保険金	40万円	80万円	100万円
	残存物取片付け費用保険金	20万円	40万円	60万円
	地震火災費用保険金	10万円	20万円	30万円
	修理費用保険金	100万円	100万円	100万円
賠償	賠償責任保険金	1,000万円	1,000万円	1,000万円
■ 2年間の保険料				
店舗	保険料	15,400円	21,200円	27,000円
	コース名	2T2	2T4	2T6
事務所	保険料	13,200円	17,800円	22,200円
	コース名	2J2	2J4	2J6
飲食	保険料	24,400円	34,600円	44,800円
	コース名	2R2	2R4	2R6
サービス	保険料	17,000円	23,400円	29,800円
	コース名	2S2	2S4	2S6
■ 1年間の保険料				
店舗	保険料	7,700円	10,600円	13,500円
	コース名	T2	T4	T6
事務所	保険料	6,600円	8,900円	11,200円
	コース名	J2	J4	J6
飲食	保険料	12,200円	17,300円	22,400円
	コース名	R2	R4	R6
サービス	保険料	8,500円	11,700円	14,900円
	コース名	S2	S4	S6

【保険料のお支払について】

保険料はテナント入居前(保険開始日前)までに、一括でお支払ください。

保険契約継続の場合も、保険期間が満了する前までに継続契約に係る保険料をお支払ください。

テナント入居後であっても保険料のお支払がなかった場合は、事故の際に補償されませんのでご注意ください。

(5) お支払する保険金について

1回の事故につき、お支払する保険金は保険金の種類ごとの保険金額が限度となります。

ただし、1回の事故で複数の保険金が支払われる場合には、お支払する保険金の合計額は1,000万円が限度となります。

【具体例 1】

事故の概要：テナント賃借人の過失により失火し、テナントが焼失した。その際に設備・什器等も焼失した。

事故による損害額：焼失したテナントの損害額 800 万円、設備・什器等の損害額 400 万円の合計 1,200 万円

お支払する保険金額 ▶ 1,000 万円

【具体例 2】

事故の概要：巨大竜巻により、複数のテナントが同時に被災した。テナント賃借人は「被保険者を同一とする保険契約が複数ある場合の支払限度額に関する特約」（注）により複数のテナント保険に加入していた。

事故による損害額：テナント A600 万円、テナント B300 万円、テナント C200 万円の合計 1,100 万円

お支払する保険金額 ▶ 1,000 万円

（注）被保険者を同一とする保険契約が複数ある場合の支払限度額に関する特約

少額短期保険では、一人の被保険者に係る引受保険金額が1,000万円までとなっておりますが、同一の被保険者が複数のテナントを契約される場合に、本特約により設備・什器等保険金額の合計3,000万円まで（保険契約件数5件まで）のお引受が可能となります。

ただし、この特約により複数の保険契約で事故が発生した場合であっても、1回の事故でお支払できる保険金額は1,000万円となります。

※この特約を付帯する場合は、同一建物および隣接建物内の複数のテナントはお引受できません。

ご契約にあたってのご注意

- このパンフレットは事務所・店舗等のテナント総合保険の概要を説明したものです。
ご契約にあたっては、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）を必ずご一読の上、内容を充分にご確認下さい。
- この保険契約と同一の損害を補償する他の保険契約等を契約している場合には必ずお申出ください。（他の保険契約が弊社の契約の場合、重複してご加入できない場合があります。）
- この保険契約はクーリング・オフ制度対象外です。ご契約のお申込みの撤回または解除を行うことはできません。
- 賠償事故が発生した場合は、解決にあたり事前に弊社の承認が必要ですのでご相談下さい。
- 取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代行業務を行っています。従いまして取扱代理店と有効に成立したご契約は弊社と直接締結されたものとなります。
- 事故が起きた時、または退去などご契約内容に変更が生じた時は、遅延なく取扱代理店または弊社までご連絡下さい。

ハトネット事故センター

●万一事故が発生したとき
フリーダイヤル

 0120-766-090

受付時間／24時間、365日受付・対応

ご契約内容に関する お問合せ

●ご相談窓口

ハトネット少額短期保険(株)

 043-243-5810

受付時間／平日 10:00～17:00

ご契約内容に関するご確認

●インターネットで保険内容が確認できます。

<https://www.hatossi.net>





お問い合わせ先（取扱代理店）



一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会が100%出資設立した

ハトネッツ少額短期保険株式会社

〒260-0024

千葉市中央区中央港 1-17-3 千葉県宅建会館

TEL 043-243-5810 FAX 043-332-8735

<https://www.hatossi.net>